

除去土壌を用いた鉢植えの官邸等への設置について

令和3年7月13日

福島県の除染で生じた除去土壌を用いた鉢植えについて、総理大臣官邸、復興庁、自民党本部、公明党本部に設置し、除去土壌の再生利用等に関する更なる理解醸成を図ります。

- 2020年3月より、中間貯蔵施設に搬入され分別した土壌(約2~5kg/鉢)を鉢植え(8個)に用い、表面を土で覆い、観葉植物を植えて、環境省本省の環境大臣等の部屋に設置しています。
- このたび、そのうち4個を総理大臣官邸、復興庁、自民党本部、公明党本部に設置しました。
- 環境省に置いている鉢植えについては、昨年の設置以来約1年4か月、週に1回放射線のモニタリングを行っていますが、鉢植えの設置前後の空間線量率に変化は見られませんでした。
- 引き続き、鉢植え周辺の空間線量率等のモニタリング等、適切な管理を実施します。



総理大臣官邸



復興庁（復興大臣室）



自民党本部



公明党本部

